

令和 8 年第 1 回（臨時会）
笠置町議会 会議録（第 1 号）

招 集 年 月 日	令和 8 年 4 月 2 8 日 火曜日						
招 集 場 所	笠置町議会会議場						
開 閉 の 日 時 及 び 宣 告 者	開 会	令和 8 年 4 月 28 日 10 時 30 分		議 長	西 昭 夫		
	散 会	令和 8 年 4 月 28 日 11 時 08 分		議 長	西 昭 夫		
応（不応）招 議 員 及 び 出 席 並 び に 欠 席 議 員	議席番号	氏 名	出 欠	議席番号	氏 名	出 欠	出席 8 名 欠席 0 名 欠員 0 名
	1	向 出 健	○	5	山本勝喜	○	
	2	西 朋子	○	6	山本翔太	○	
	3	松本俊清	○	7	由本好史	○	
	4	山本麻也	○	8	西 昭夫	○	
地 方 自 治 法 第 121 条 の 規 定 に よ り 説 明 の た め 出 席 し た 者 の 職 氏 名	職	氏 名	出 欠	職	氏 名	出 欠	出席 10 名 欠席 0 名
	町 長	山本篤志	○	希望のまち 推 進 課 長	小林剛宏	○	
	参 与	田中邦夫	○	税 住 民 長 課	岩崎久敏	○	
	参 事	前田早知子	○	保 健 福 祉 長 課	大西清隆	○	
	総務財政 課 長	森本貴代	○	建 設 産 業 長 課	植田将行	○	
	会 計 管 理 者	石原千明	○	人 権 啓 発 長 課	増田紀子	○	
職 務 の た め 出 席 し た 者 の 職 氏 名	議 会 事 務 局 長	穂森美枝	○	議 会 事 務 局 次 長	吉田和秀	○	
会 議 録 署 名 議 員		山本麻也			山本勝喜		
議 事 日 程	別紙のとおり						
会 議 に 付 した 事件	別紙のとおり						
会 議 の 経 過	別紙のとおり						

令和 8 年 第 1 回 笠置町議会臨時会会議録

令和 8 年 4 月 28 日～令和 8 年 4 月 28 日 会期 1 日間

議 事 日 程 (第 1 号)

令和 8 年 4 月 28 日 午前 10 時 30 分開議

日程第 1. 会議録署名議員の指名

日程第 2. 会期決定の件

日程第 3. 諸般の報告

日程第 4. 報告第 1 号 笠置町防災情報等受信サービス提供業務委託変更契約締結に伴う
専決処分の報告の件

日程第 5. 承認第 2 号 笠置町税条例の一部改正に伴う専決処分の承認を求める件

日程第 6. 承認第 3 号 笠置町国民健康保険税条例の一部改正に伴う専決処分の承認を求
める件

日程第 7. 議案第 27 号 令和 8 年度笠置町一般会計補正予算（第 1 号）の件

日程第 8. 閉会中の継続調査の件

開 会 午後１０時３０分
議長（西 昭夫君） 皆さん、おはようございます。

本日ここに、令和８年４月第１回笠置町議会臨時会が招集されましたところ、御出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

本臨時会に提案されます各議案につきまして、慎重に御審議をいただきますとともに、議員におかれましては、簡明で節度ある発言をしていただくようご留意いただき、町長をはじめ職員におかれましては、適正かつ明確な答弁をお願いいたします。

ただいまから、令和８年４月第１回笠置町議会臨時会を開会します。

これから本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配布したとおりです。

議長（西 昭夫君） 日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第１２７条の規定により、４番山本麻也議員及び、５番山本勝喜議員を指名します。

以上の両議員に差し支えのある場合には、次の議席の議員をお願いをいたします。

議長（西 昭夫君） 日程第２、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日１日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日１日間に決定しました。

議長（西 昭夫君） 日程第３、諸般の報告を行います。

議長からの報告は特にありません。

議会運営上、本臨時会におきまして、不穏当な発言があった場合には、後日、会議録を調査して善処いたします。

また、質疑につきましては、本臨時会においては発言通告書の提出を求めていますので、質疑がある場合は挙手により行ってください。

質疑は、すべての議案に対し、同一議員につき、同一の議題について３回までとしますので申し添えます。

次に、町長から行政報告の申し出がありました。これを許します。町長。

町長（山本篤志君） 皆さま、おはようございます。本日、ここに令和８年第１回笠置町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位には御多用の中ご出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

４月の新年度開始から、早いもので１ヶ月が経とうとしています。小学校、中学校、そして保育所。新しく仲間入りした子どもたちの初々しい姿は、地域の宝であり、見ている私たちまでもが温かい気持ちにさせていただいております。

そして今年度、本町には４名の新人職員が加わりました。皆、一生懸命に自分の役割を果たそうと頑張っております。町民の皆さまにおかれましては、彼らを温かく迎えていただき、見守っていただければ幸いです。

それでは、前回の定例会以降の主な行政報告をさせていただきます。

まず４月１日に、本町役場内の人事異動を行っておりますので、幹部職員の紹介をさせていただきます。

まず参与として任命いたしました田中邦夫です。

参与（田中邦夫君） 田中でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

町長（山本篤志君） 次に参事の前田早知子でございます。

参事（前田早知子君） 前田です。よろしくお願いいたします。

町長（山本篤志君） 次に総務財政課長の森本貴代でございます。

総務財政課長（森本貴代君） 森本でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

町長（山本篤志君） 会計管理者、石原千明でございます。

会計管理者（石原千明君） 石原です。よろしくお願いいたします。

町長（山本篤志君） 京都府からの派遣で、希望のまち推進課長の山本剛宏です。

希望のまち推進課長（山本剛宏君） 山本でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

町長（山本篤志君） 続きまして、税住民課長、岩崎久敏でございます。

税住民課長（岩崎久敏君） 岩崎です。どうぞよろしくお願いいたします。

町長（山本篤志君） 保健福祉課長の太西清隆です。

保健福祉課長（太西清隆君） 太西でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

町長（山本篤志君） 建設産業課長、植田将行です。

建設産業課長（植田将行君） 植田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

町長（山本篤志君） 最後に人権啓発課長の増田紀子でございます。

人権啓発課長（増田紀子君） 増田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

町長（山本篤志君） 管理職員、以上のメンバーでございますが、一丸となりまして希望を生むまちを益々高めてまいりますので、どうかよろしくお願い申し上げます。

次に、本町役場の開庁時間の変更について御報告申し上げます。昨今、働き方改革の推進や時間外勤務の縮減に向けた取り組みの一環といたしまして、近隣自治体においても開庁時間の見直しが進んでおります。こうした状況を鑑み、本町におきましても、本年6月1日より役場の開庁時間を午前9時から午後4時30分までに変更させていただくことにいたしました。今回の変更対象は、役場第一庁舎および第二庁舎のみとなります。保育所をはじめ各出先機関や施設におきましては、従来通りの開庁時間で運営してまいります。

なお、職員の1日7時間45分の勤務時間には変更はなく、窓口受付時間外においても、事務の効率化や適正な業務運営に努めてまいる所存でございます。町民の皆さまには何卒、御理解と御協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

続きまして、伊賀市、名張市、笠置町および南山城村の2市1町1村で取り組んでおります、ごみ処理広域化の進捗状況についてご報告申し上げます。本事業につきましては、本年2月5日にごみ処理広域化基本構想の答申を受けまして、以降、4市町村間で協議を重ねてまいりました。こうした中、去る4月20日には4首長による検討協議会を開催し、これまでの協議内容を確認するとともに、来たる6月2日の検討協議会において、実施方法等の最終決定を行う旨を合意したところでございます。決定いたしました内容につきましては、速やかに議会へご報告するとともに、住民の皆さまに対しても丁寧な説明を行ってまいる予定でございます。広域連携による効率的な行政運営に向け、引き続き着実に進めてまいります。

本臨時会に御提案申し上げます議案は、専決処分に係る報告1件、承認2件、令和8年度補正予算1件でございます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます、行政報告といたします。

議長（西 昭夫君）これで諸般の報告を終わります。

議長（西 昭夫君） 日程第4、報告第1号、笠置町防災情報等受診サービス提供業務委託変更契約締結に伴う専決処分の報告の件について報告を求めます。町長。

町長（山本篤志君） 笠置町防災情報等受信サービス提供業務委託変更契約締結に伴う専決処分について、御報告いたします。

令和7年9月議会において可決いただきました、株式会社デンソーとの笠置町防災情報等受信サービス提供業務委託契約について、契約金額に変更がありましたので、地方自治法第180条第1項の規定により1月9日付で専決処分を行いましたので、同条第2項の規定によりこれを御報告するものです。変更前の契約金額6,479万円から116万

6, 616円を減額し、6, 362万3, 384円となります。以上、御報告させていただきます。

議長（西 昭夫君） これで、報告第1号を終わります。

議長（西 昭夫君） 日程第5、承認第2号、笠置町税条例の一部改正に伴う専決処分の承認を求める件を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

町長（山本篤志君） 承認第2号、笠置町税条例の一部改正に伴う専決処分の承認を求める件について、提案理由を申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律、令和8年法律第2号等が令和8年3月31日に公布されました。軽自動車税、環境性能割の廃止に伴う規定の整備などが同年4月1日から施行されることに伴い、本条例の一部改正が必要となり、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分を行ったものでございます。御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（西 昭夫君） 議案の説明を求めます。税住民課長。

税住民課長（岩崎久敏君） 承認第2号、笠置町税条例の一部改正に伴う専決処分の承認を求める件について、御説明させていただきます。

今回の笠置町税条例一部改正におきましては、軽自動車税、環境性能割の廃止に伴う規定の整備、バリアフリー改修が行われた特別特定建築物の固定資産税に係る減額割合の設定などについて、地方税法等の一部を改正する法律が令和8年3月31日に交付され、4月1日から施行されるため、3月31日付で一部を改正する条例の専決処分を行いましたので、本議会において御承認をいただくものでございます。

新旧対照表に基づきまして説明させていただきますので、議案書の8ページを御覧ください。

8ページ、第18条の3、第19条につきましては、軽自動車税についてでございます。令和8年3月31日をもって軽自動車税の環境性能割が廃止されることに伴い、現行の軽自動車税種別割を軽自動車税とするほか、所要の規定の整理を行ったものでございます。

次に9ページ下段、第33条、所得割の課税標準でございます。特定大口株主配当等が、これまでの総合課税から特定配当等に一本化される法改正に伴う改正を行ったものでございます。

10ページ、第80条から19ページの第91条は、軽自動車税についてでございます。軽自動車税の環境性能割が廃止されることに伴い、現行の軽自動車税種別割を軽自動車税とするほか、所要の規定の整理を行いました。

次に附則につきまして20ページを御覧ください。附則第7条の3、個人の町民税の住宅借入金等特別税額控除についてでございます。附則第7条の3の前の見出し及び同条を削り、21ページの附則第7条の3の2に見出しとして、個人の町民税の住宅借入金等特別税額控除を付し、同条を附則第7条の3とし、住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の見直しをしております。

22ページ下段、附則第10条の2、法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合でございます。地方税法附則第15条の項ずれに伴う改正や、当町においては該当しませんが、国が示す条例準則に基づき追加で整理をしております。

飛びまして25ページをお願いいたします。附則第10条の3、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告でございます。バリアフリー改修が行われた劇場や音楽堂等に係る特例措置を拡充する法改正に伴い、所要の改正をしたものでございます。

30ページをお願いします。附則第10条の5、令和6年能登半島地震に係る特例措置でございます。これにつきましては新たに創設されたものでございます。

32ページ下段でございます。附則第15条の2、軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例から、35ページ附則第15条の6、軽自動車税の環境性能割の税率の特例でございます。これにつきましては軽自動車税環境性能割の廃止に伴って削ったものでございます。

35ページ、附則第16条、軽自動車税の種別割の税率の特例から、38ページ、附則第16条の2、軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例でございます。これにつきましては軽自動車税の環境性能割が廃止されることに伴う現行の軽自動車税、種別割の名称を軽自動車税に戻すほか、所要の改正を行っております。

38ページ、附則第16条の3、上場株式等に係る配当所得等に係る町民税の課税の特例でございます。条例附則第7条の3の削除、旧附則第7条の3の2の繰り上げに伴う改正でございます。また、39ページ附則第16条の4から47ページ附則第20条の3のうち、41ページの附則第17条の2を除き、同様の理由による改正を行っております。

41ページの則第17条の2では、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例の期間延長をしています。

なお、本条例の施行日は令和８年４月１日ですが、固定資産税に関しましては、令和８年度以後の年度分の固定資産税について適用するものとし、令和７年度分までの固定資産税については改正前の条文が適用される経過措置が設けられております。同じく、軽自動車税関連についても同様で、今回の改正は令和８年度以後の年度分の種別割について適用され、施行日前の３輪以上の軽自動車の取得に対しての環境性能割及び令和７年度以前の年度分の軽自動車税の種別割については、改正前の条文が適用される経過措置が設けられております。説明は以上でございます。

議長（西 昭夫君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（西 昭夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（西 昭夫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、承認第２号、笠置町税条例の一部改正に伴う専決処分の承認を求める件を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

この際、申し上げます。全ての議案に対して起立しない者は、反対とみなします。

また、賛成者については、議長が結果を発言するまで着席しないでください。

承認第２号、笠置町税条例の一部改正に伴う専決処分の承認を求める件は、承認することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

議長（西 昭夫君） 起立全員です。したがって、承認第２号、笠置町税条例の一部改正に伴う専決処分の承認を求める件は、承認することに決定しました。

議長（西 昭夫君） 日程第６、承認第３号、笠置町国民健康保険税条例の一部改正に伴う専決処分の承認を求める件を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

町長（山本篤志君） 承認第３号、笠置町国民健康保険税条例の一部改正に伴う専決処分の承認を求める件について、提案理由を申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律、令和８年法律第２号等が令和８年３月３１日に公布されました。国民健康保険税の基礎課税額等に係る課税限度額と軽減判定所得額の引き上げなどが同年４月１日から施行されることに伴い、本条例の一部改正が必要となったた

め、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分を行ったものでございます。
御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（西 昭夫君） 議案の説明を求めます。税住民課長。

税住民課長（岩崎久敏君） 承認第3号、笠置町国民健康保険税の一部改正に伴う専決処分の承認を求める件について、御説明させていただきます。

今回の国民健康保険税条例一部改正におきましては、子ども・子育て支援納付金の課税限度額、軽減判定所得の見直し等について、地方税法等の一部を改正する法律が令和8年3月31日に公布され4月1日から施行されるため、3月31日付で一部を改正する条例の専決処分を行いましたので、本議会において御承認をいただくものでございます。

新旧対照表で説明させていただきますので、議案書の4ページを御覧ください。

第2条、課税についてでございます。地方税法などの改正により、国民健康保険税の基礎課税額に係る賦課限度額について引き上げられました。これまでの基礎課税額の上限額が66万円から67万円となりました。また、子ども・子育て支援納付金の賦課限度額については3万円と新たに設けられたものでございます。

5ページをお願いいたします。第23条、国民健康保険税の減額についてでございます。先ほどの第2条の改正に加えまして、子ども・子育て支援納付金について、低所得者世帯に対して従来の国保制度と同様に均等割、平等割に7割、5割、2割の軽減を適用し、被保険者の負担に配慮する内容となっております。また、5割軽減、2割軽減となる判定所得額が引き上げとなりました。世帯員の国民健康保険加入者数と前年の所得合計額に応じて、国民健康保険税額の軽減が図られております。7ページ、第23条第1項第2号で、5割軽減判定に用いる金額が30万5千円から31万円に、同条同項第3号では2割軽減判定に用いる額が56万円から57万円に引き上げられるものでございます。以上で説明を終わらせていただきます。

議長（西 昭夫君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（西 昭夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。1番、賛成ですか、反対ですか。

まず原案に反対の者の発言を許します。1番、向出議員。

1番（向出 健君） 1番、向出です。承認第3号、笠置町国民健康保険税条例の一部改正に伴う専決処分の承認を求める件について反対討論を行います。

軽減については一定、算定の額が引き上げられ、拡大をされていることは非常に評価をいたします。しかし一方で課税限度額の引き上げが行われております。一つは子ども・子育て

支援納付金分です。すでに条例等の改正でこの分の制度については決まっていますが、その分3万円という限度額が入っております。子ども・子育て支援事業自体については、子どもの子育ての支援ということで、非常に大事な事業だとは思いますが、それを国民健康保険税から徴収をしていくというあり方がどうなのかという点があります。

そしてもう一つは、この間、度々ですけれども最高限度額が引き上げられるということが続いてきております。比較的、高額所得者のところで影響を受けるところではありますけれども、高額所得者でもなかなか負担が増えてきているという状況があります。もう少し保険税の中での調整ではなくて国費を投入するなど、負担軽減を国の制度として、税金も投入して、制度全体を見直すことを求めて、反対討論とさせていただきます。

議長（西 昭夫君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（西 昭夫君） これで討論を終わります。

これから、承認第3号、笠置町国民健康保険税条例の一部改正に伴う専決処分の承認を求める件を採決いたします。この採決は、起立によって行います。

承認第3号、笠置町国民健康保険税条例の一部改正に伴う専決処分の承認を求める件は、承認することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

議長（西 昭夫君） 起立多数です。したがって、承認第3号、笠置町国民健康保険税条例の一部改正に伴う専決処分の承認を求める件は、承認することに決定しました。

議長（西 昭夫君） 日程第7、議案第27号、令和8年度笠置町一般会計補正予算（第1号）の件を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

町長（山本篤志君） 議案第27号、令和8年度笠置町一般会計補正予算（第1号）の件について、提案理由を申し上げます。

令和8年度笠置町一般会計歳入歳出総額17億5,726万7千円に、歳入歳出それぞれ24万2千円を追加し、総額を17億5,750万9千円とするものでございます。訴訟に伴う弁護士費用の着手金を増額計上しております。御審議いただき、御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（西 昭夫君） 議案の説明を求めます。総務財政課長。

総務財政課長（森本貴代君） 令和8年度笠置町一般会計補正予算（第1号）につきまして、御説明をいたします。

歳出から説明をさせていただきます。8ページを御覧ください。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費の一般管理事業でございます。弁護士費用といたしまして24万2千円を計上しております。3月27日付で京都地方裁判所より訴状が送付され受理いたしましたので、当該案件に対応するための弁護士費用の着手金でございます。

ページ戻りまして、7ページの歳入でございます。

19款繰入金、1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金を歳出に対する財源としまして24万2千円増額計上しております。説明は以上でございます。

議長（西 昭夫君） これから質疑を行います。本件は歳入歳出ともに一款毎に質疑を行います。

まず、歳入の質疑を行います。19款、繰入金の質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） 質疑なしと認めます。これで19款の質疑を終わります。

これで歳入の質疑を終わります。

次に歳出の質疑を行います。2款総務費の質疑を行います。質疑はありませんか。7番、由本議員。

7番（由本好史君） 7番、由本です。この訴訟というのは、こういった内容なのか、その辺りの説明をお願いします。

議長（西 昭夫君） 参事。

参事（前田早知子君） 由本議員の御質問にお答えさせていただきます。3月議会におきまして、町長の方からも行政報告をさせていただきましたが、入札につきまして中止する案件がございました。それに関しまして参加事業者の方からの訴えがあったというところでございます。

議長（西 昭夫君） 7番、由本議員。

7番（由本好史君） 7番、由本です。工事の関係ですよね。その工事はこの裁判が決着しないと工事はできないのか、その辺りの説明お願いできますでしょうか。

議長（西 昭夫君） 参事。

参事（前田早知子君） 由本議員の御質問にお答えさせていただきます。入札に関しましては、繰越もさせていただいている事業でございますが、訴訟とは別で入札の方はできるだけ早く実施したいというふうに考えております。以上でございます。

議長（西 昭夫君） 7番、由本議員。

7 番（由本好史君） 7 番、由本です。訴状が届いているということですが、どういうことに決着を求められた訴状なのか、その辺りの説明願えたらありがたいのですが。

議長（西 昭夫君） 参事。

参事（前田早知子君） 由本議員の御質問にお答えさせていただきます。訴えの事業者さんの方からは、国家賠償法に基づく損害賠償を求められています。

議長（西 昭夫君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） 質疑なしと認めます。これで2 款の質疑を終わります。

これで歳出の質疑を終わります。

最後に、歳入歳出を通して全体の質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） 質疑なしと認めます。これで全体の質疑を終わります。

これで議案第27 号の質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第27 号、令和8 年度笠置町一般会計補正予算（第1 号）の件を採決いたします。この採決は起立によって行います。

議案第27 号、令和8 年度笠置町一般会計補正予算（第1 号）の件は、原案のとおり賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（西 昭夫君） 起立多数です。したがって、議案第27 号、令和8 年度笠置町一般会計補正予算（第1 号）の件は、原案のとおり可決されました。

議長（西 昭夫君） 日程第8、委員会の閉会中の継続調査の件を議題とします。

各委員長から、会議規則第75 条の規定によってお手元に配りました申出書のとおり委員会の閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

議長（西 昭夫君） これで本日の日程は全部終了しました。

これで会議を閉じます。

令和８年４月第１回笠置町議会臨時会を閉会します。

御苦労さまでした。

閉 会 午前１１時０８分

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により、ここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員